

主な質問	回答
<p>虐待防止委員会の設置基準はありますか。</p>	<p>虐待防止委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。</p>
<p>BCPの訓練実施について、机上でも可能とのことでしたが、ハザードマップや避難所の確認などを事業所内で共有し、災害想定にて話し合うことで実施とみなすことはできますか。</p>	<p>事業所内において、ハザードマップや避難所を確認し、災害を想定して話し合うことで訓練を実施したとみなすことができます。</p>
<p>当施設では、安全対策委員会・衛生管理委員会・感染委員会・拘束虐待防止検討委員会・教育接遇委員会などの委員会があり、それぞれ活動していますが、研修内容に共通点がある場合は、複数の委員会が協力して合同研修会を実施しています。例えば、【コロナ感染者発生時の対応】であれば、感染委員会と衛生管理委員会と安全対策委員会が合同で研修を行い、それぞれの委員会が1回分の研修として数えているのですが、問題ないでしょうか。</p>	<p>議事録に各委員会が合同で開催していることを明記するのであれば、各委員会が1回分の研修として数えて問題ありません。</p>
<p>利用者（家族含む）からの執拗なクレームの対応で相談できる機関はありますか。</p>	<p>不合理な苦情、執拗な苦情は、程度にもよりますが利用者（家族含む）からのハラスメントに該当します。介護保険課給付係、県福祉サービス運営適正化委員会や新潟県国民健康保険団体連合会等に相談しても構いませんが、弁護士、労働基準監督署等に相談するのが良いかと思えます。 ハラスメント防止規定にそういったケースも想定した記載をすること、また度を過ぎた場合は予告期間を設けて契約を解除する旨の条項を契約書上に設けてもよいかもしれません。</p>
<p>BCPの訓練について、居宅介護支援ではどのような訓練を行なっていくことが望ましいでしょうか。</p>	<p>訓練の一例として、「災害発生時の各利用者個別訪問を想定した机上での訓練」などを行ってください。 詳細は厚労省作成「居宅介護支援におけるBCP計画のポイント」をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000744348.pdf</p>
<p>事故報告書の届出期限の5日目が土日を挟む時は、金曜日までの提出でしょうか。</p>	<p>メールの場合は、閉庁日であっても報告いただくことが可能です。持参する場合は月曜日でも構いませんが、速やかにご報告いただく方が望ましいです。</p>
<p>虐待防止検討委員会の開催（定期的）が必要とのことですが、どの程度の頻度が必要でしょうか。感染の予防に関する委員会は半年に1回以上とありますが、同程度で差し支えないでしょうか。</p>	<p>同程度で差し支えありません。</p>

主な質問	回答
<p>サービス提供体制強化加算の要件となる「全従業員の会議参加」についての質問です。全員参加を前提にグループに分かれて会議を開催していますが、従業員の雇用形態の都合や急遽の予定変更などでやむを得ず不参加となった従業員には、管理者から口頭で会議内容の伝達を行ない、伝達を行ったことを記録に残しています。この取り扱いでも問題はないでしょうか。</p>	<p>「会議の全員参加」を担保するため、結果の伝達だけではなく、不参加者からも意見聴取・反映を行ってください。</p>
<p>口腔衛生計画は、入所者ごとに作成するものですか。</p>	<p>入所者ごとに作成してください。</p>
<p>BCPの策定に関しては、新潟市の中でも地域（海岸に近い地域や山に近い地域、断層がある地域など）によって地震なのか・水害なのか・土砂崩れなのかなど危険な災害に違いがあると思います。現状BCPを策定する中で、それぞれの地域特性に合わせた細かなBCPを策定する必要があるのでしょうか。それとも、BCPは作って終わりという事ではなく、随時更新をしていかなければならないものと言われるので、まずは新潟市全域として考えた大まかなBCPの策定をして、更新していくという考えでよいですか。</p>	<p>想定される災害は新潟市内でも地域によって異なるものですので、地域の実態に応じたBCPを策定してください。</p>
<p>通所介護や訪問介護などの事業所の職員が、サービスを提供している高齢者が自宅で家族から虐待を受けているのではないかという場面を見かけた場合、原則、担当のケアマネジャーに相談するべきでしょうか。事業所が直接、地域包括支援センターに相談してはいけないのでしょうか。</p>	<p>新潟市の場合、養護者による虐待が疑われる事案を発見した場合、その通報先はその地域を担当する地域包括支援センター、区役所、地域保健福祉センターとなっています。 事業所の職員が担当のケアマネジャーと情報共有をすることは重要ですが、例えば、ケアマネジャーや事業所の管理者など特定の人物の判断で「虐待ではない」と判断し、通報先に相談がないということは避けなければなりません。 高齢者虐待防止法上、「明らかに虐待でなくとも、虐待が疑われる時点で通報すること」となっていますので、もし地域で虐待が疑われる高齢者を発見した場合は、遠慮なく通報先にご相談ください。</p>